

## 質 疑 応 答 書

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書10	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	落札金額の公表については、お見込みのとおり総価のみです。
2	入札説明書11 その他(3) 契約書(案) 第18条	入札説明書11その他(3)に契約手続における交渉の有無は無とありますが、契約締結にあたっては、契約書(案)第18条に記載のとおり、協議可能と考えてよろしいですか。	契約書に基づく協議は可能です。
3	入札説明書9 入札の方法(4)	郵送で、1回目のみ入札に参加することは可能ですか。可能な場合、2回目以降の入札書に「辞退」と明記した入札書の提出が必要ですか。	郵送の場合は、同時に3回目までの入札書を受付けています。2回目の入札を辞退される場合は、2回目の入札書に「辞退」と明記して提出してください。
4	入札附属書	入札金額の積算に伴う端数処理について、以下の認識で相違ありませんか。  ①基本料金、月額(1)欄は力率割引(仕様書記載の標準力率99%)を適用した積算後の金額を記載する。  ②各月の基本料金と電力量料金の小計(1)(2)においては、小数点以下第2位まで保持し、円未満の端数処理は行わない。	①基本料金の積算について力率割引を適用するのであれば、それに基づく積算をしてください。  ②入札説明書9(3)エ(ケ)(注)3に記載しているとおりです。
5	仕様書検針方法 契約書(案)第9条	契約書(案)第9条に記載のとおり、電力量の計量日、ほか計量方法等、細目的な項目については、協議の上定めるという認識でよろしいですか。	電力量の計量日は、契約書(案)第9条の規定により発注者と受注者が協議の上、決定します。 計量方法等については、お見込みのとおりです。
6	その他	一般送配電事業者が託送料金等を値上げした場合、合理的な範囲で契約単価見直し協議に応じていただけますか。	管轄電力会社の託送供給約款、電気供給約款等の契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合には、影響が及ぶる事項につき変更協議をすることは可能です。